

○北広島市社会教育委員に関する条例

昭和 35 年 3 月 23 日

条例第 6 号

(目的) (設置)

第 1 条 この条例は、[社会教育法\(昭和 24 年法律第 207 号\)第 18 条第 15 条第 1 項](#)の規定に基づき、北広島市社会教育委員の定数、任期その他必要な事項を定めることを目的とする市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(定数)

第 3 条第 2 条 委員の定数は、15 人以内とする。

(任期)

第 4 条第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(解任)

第 5 条第 4 条 北広島市教育委員会教育委員会は、特別の事情があるときは、[前条第 1 項](#)の規定にかかわらず、委員を解嘱解任することができる。

(報酬及び費用弁償)

第 5 条 委員に報酬を支給する。

- 2 委員が職務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 3 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、北広島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 55 年広島町条例第 3 号)による。

(委任)

第 6 条 [この条例](#)に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 [この条例](#)は、公布の日から施行する。
- 2 [この条例](#)の施行に伴い、広島村社会教育委員の定数及び任期に関する条例(昭和 30 年広島村条例第 8 号)は、廃止する。

附 則(昭和 44 年条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 13 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 17 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。